

# 大分県報

平成二十五年  
号外（一〇）  
三月十二日

（火曜日）

## 目次

### 規 則

|   |    |
|---|----|
| 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………                       | 一  |
| 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の制定…………… | 二  |
| 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………      | 一三 |
| 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………                   | 一五 |
| 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………                   | 二〇 |
| 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………                        | 二〇 |
| 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………                      | 二一 |
| 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の制定……………     | 二三 |
| 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の制定……………     | 二六 |

### ○規 則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四

年大分県条例第六十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第二条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第十一条第五項の婦人保護施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

三 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

四 その他の設備 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第三条 条例第十六条の規則で定める給付金は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十六号）に規定する給付金とする。

2 条例第十六条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
  - 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三条―第六条）
  - 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七条―第九条）
- 第三章 療養介護（第十条―第十五条）
- 第四章 生活介護
  - 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第十六条―第二十条）
  - 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十一条―第二十二条）
- 第五章 短期入所
  - 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第二十三条―第二十六条）
  - 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十七条）
- 第六章 重度障害者等包括支援（第二十八条・第二十九条）
- 第七章 共同生活介護（第三十条―第三十四条）
- 第八章 自立訓練（機能訓練）
  - 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三十五条―第三十七条）
  - 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十八条）
- 第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三十九条―第四十三条）

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条）

第十章 就労移行支援（第四十五条―第四十七条）

第十一章 就労継続支援A型（第四十八条―第五十条）

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第五十一条）

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十二条・第五十三条）

第十三章 共同生活援助（第五十四条）

第十四章 多機能型に関する特例（第五十五条）

第十五章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十六条・第五十七条）

第十六章 雑則（第五十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

（指定居宅介護の提供に当たる者）

第三条 条例第六条第一項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「指定居宅介護等の提供に当たる者を定める告示」という。）第一条に規定する者とする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第四条 条例第二十五条第三項の指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、条例第二十六条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(運営規程に定める事項)

**第五条** 条例第三十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第六条** 前二条の規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第二十六条第一項」と、前条中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第二十六条第一項」と、前条中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。

**第二節** 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

**第七条** 条例第四十五条第一項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者を定める告示第一条に規定する者とする。

2 条例第四十五条第二項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域を定める告示」という。)に規定する地域とする。

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

**第八条** 条例第四十八条第一項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が条例第四十五条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

**第九条** 第四条及び第五条の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。

2 第四条、第五条及び前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第三十一条」と、第七条第一項中「第四十五条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十五条第二項」と、同条第二項中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十五条第二項」と、前条中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十八条第一項」と、同条第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

**第三章** 療養介護

(サービス管理責任者)

**第十条** 条例第五十一条第一項第四号の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。

（支払を受けることができる費用）

**第十一条** 条例第五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 日用品費
- 二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（モニタリングの方法）

**第十二条** 条例第六十条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者が行う業務）

**第十三条** 条例第六十条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（運営規程に定める事項）

**第十四条** 条例第六十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

**第十五条** 条例第七十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第五十五条第一項に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第六十条第一項に規定する療養介護計画
- 三 条例第六十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 条例第七十七条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第七十七条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

**第四章 生活介護**

**第一節 指定障害福祉サービスに関する基準**

（平均障害程度区分の算定方法）

**第十六条** 条例第七十九条第一項第二号イに規定する障害程度区分の平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の規定により算定するものとする。

（設備の基準）

**第十七条** 条例第八十二条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

2 条例第八十二条第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第八十二条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(支払を受けることができる費用)

**第十八条** 条例第八十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号。以下「利用料等に関する指針」という。)に規定するところによるものとする。

(運営規程に定める事項)

**第十九条** 条例第九十条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第二十条** 第十二条、第十三条及び第十五条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第二十條第一項」と、同条第

二号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第九十四条」と読み替えるものとする。

**第二節** 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

**第二十一条** 条例第九十六条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満

たしていること。

五 条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第二十二條** 第十八条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第九十七条において準用する条例第八十三条第三項」と読み替えるものとする。

## 第五章 短期入所

### 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

（単独型事業所の設備の基準）

**第二十三條** 条例第一百一条第六項の規則で定める単独型事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 食堂 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

（支払を受けることができる費用）

**第二十四條** 条例第一百四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に規定するとこ

ろによるものとする。

（運営規程に定める事項）

**第二十五條** 条例第七七条の規則で定める重要事項は、次の各号（条例第九十九条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

（同時に指定短期入所を提供できない利用者の数）

**第二十六條** 条例第八八条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（条例第二百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は条例第九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

### 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（準用）

**第二十七條** 第二十四条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百四条第三項」とあるのは「第一百一一条において準用する条例第一百四条第三項」と読み替えるものとする。

## 第六章 重度障害者等包括支援

(指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者)

**第二十八条** 条例第一百三十三条第三項の規則で定める者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号)に規定する者とする。

(運営規程に定める事項)

**第二十九条** 条例第二百一十一条の規則で定める重要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

#### 第七章 共同生活介護

(共同生活住居の設備等の基準)

**第三十条** 条例第二百二十六条第五項の共同生活住居の設備等の基準は、次のとおりとする。

- 一 共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。
- 三 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。
- 四 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

(支払を受けることができる費用)

**第三十一条** 条例第二百二十九条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食材料費
- 二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活介護事業者へ支払われた場合に限る。))は、当

該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

- 三 光熱水費
- 四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの(サービス管理責任者が行う業務)

**第三十二条** 条例第三百三十二条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(運営規程に定める事項)

**第三十三条** 条例第三百三十五条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 入居定員
  - 四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - 五 入居に当たつての留意事項
  - 六 緊急時等における対応方法
  - 七 非常災害対策
  - 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十 その他運営に関する重要事項
- (準用)

**第三十四条** 第十二条及び第十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。

この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十八条において準用する第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百四十八条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第四百四十八条」と読み替えるものとする。

**第八章 自立訓練（機能訓練）**

**第一節 指定障害福祉サービスに関する基準**

（準用）

**第三十五条** 第十七条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第四百四十四条において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第四百四十四条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。

**第三十六条** 条例第四百四十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 日用品費
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に規定するところによるものとする。

（準用）

**第三十七条** 第十二条、第十三条、第十五条及び第十九条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第七十六条第

二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十八条において準用する第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第四百四十八条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

**第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

（準用）

**第三十八条** 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百四十五条第三項」とあるのは「第四百五十条において準用する条例第四百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

**第九章 自立訓練（生活訓練）**

**第一節 指定障害福祉サービスに関する基準**

（設備の基準）

**第三十九条** 条例第五百四十四条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

2 条例第五百四十四条第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第五百四十四条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 条例第五百四十四条第四項の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の浴室の基準は、利用者の特性に応じたものであることとする。
- （支払を受けることができる費用）



**第四十条** 条例第百五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百五十六条第四項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買取され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第一項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、利用料等に関する指針に規定するところによるものとする。

（整備等を行うべき記録）

**第四十一条** 条例第百五十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第百五十五条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二 条例第百五十八条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第百五十八条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 条例第百五十八条において準用する条例第六十条第一項に規定する自立訓練（生活訓練）計画

五 条例第百五十八条において準用する条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記録

六 条例第百五十八条において準用する条例第八十九条に規定する市町村への通知に係る記録

（支給決定障害者から除く者等）

**第四十二条** 条例第百五十八条の規定により読み替えて準用する条例第二十三条及び第百三十条の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第百五十三号。以下「指定基準第百七十一条等」で定める告示」という。）第一号に規定する者とする。

（準用）

**第四十三条** 第十二条、第十三条及び第十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

**第二節** 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（準用）

**第四十四条** 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百六十条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

**第十章** 就労移行支援

（準用）

**第四十五条** 第十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。

（支給決定障害者から除く者等）

**第四十六条** 条例第百七十一条の規定により読み替えて準用する条例第二十三条及び第百三十条の規則で定める者は、指定基準第百七十一条等で定める告示第一号に規定する者とする。

（準用）

**第四十七条** 第十二条、第十三条、第十五条、第十九条及び第三十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百七十一条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十

条第十一項」とあるのは「第七十一条において準用する条第六十條第十一項」と、第十五条中「第七十六條第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条第七十六條第二項」と、同条第一号中「第五十五條第一項」とあるのは「第七十一条において準用する条第二十條第一項」と、同条第二号中「第六十條第一項」とあるのは「第七十一条において準用する条第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「第六十六條」とあるのは「第七十一条において準用する条第八十九條」と、同条第四号中「第七十四條第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条第七十四條第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七條」とあるのは「第七十一条」と、第十九條中「第九十條」とあるのは「第七十一条において準用する条第九十條」と、第三十六條第一項中「第四十五條第三項」とあるのは「第七十一条において準用する条第四十五條第三項」と読み替えるものとする。

**第十一章 就労継続支援A型**

（設備の基準）

**第四十八條** 条第七十五條第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

2 条第七十五條第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条第七十五條第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 条第七十五條第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- （利用者及び従業者以外の者の雇用人数）

**第四十九條** 条第八十三條の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

**第五十條** 第十二條、第十三條、第十五條、第十九條及び第三十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第六十條第九項」とあるのは「第八十四條において準用する条第六十條第九項」と、第十三條中「第六十條第十一項」とあるのは「第八十四條において準用する条第六十條第十一項」と、第十五條中「第七十六條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する条第七十六條第二項」と、同条第一号中「第五十五條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する条第五十五條第一項」と、同条第二号中「第六十條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する条第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第六十六條」とあるのは「第八十四條において準用する条第八十九條」と、同条第四号中「第七十四條第二項」とあるのは「第八十四條」とあるのは「第八十四條」と、第十九條中「第九十條」とあるのは「第八十四條において準用する条第九十條」と、第三十六條第一項中「第四十五條第三項」とあるのは「第八十四條において準用する条第四十五條第三項」と読み替えるものとする。

**第十二章 就労継続支援B型**

**第一節 指定障害福祉サービスに関する基準**

（準用）

**第五十一條** 第十二條、第十三條、第十五條、第十九條、第三十六條及び第四十八條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第六十條第九項」とあるのは「第八十九條において準用する条第六十條第九項」と、第十三條中「第六十條第十一項」とあるのは「第八十九條において準用する条第六十條第十一項」と、第十五條中「第七十六條第二項」とあるのは「第八十九條において準用する条第七十六條第二項」と、同条第一号中「第五十五條第一項」とあるのは「第八十九條において準用する条第五十五條第一項」と、同条第二号中「第六十條第一項」とあるのは「第八十九條において準用する条第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第六十六條」とあるのは「第八十九條において準用する条第八十九條」と、同条第四号中「第七十四條第二項」とあるのは「第八十九條」とあるのは「第八十九條」と読み替えるものとする。

は「第百八十九条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百八十九条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第九十条」と、第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第百四十五条第三項」と、第四十八条第一項から第三項までの規定中「第百七十五条第一項」とあるのは「第百八十七条において準用する条例第百七十五条第一項」と、同条第四項中「第百七十五条第二項」とあるのは「第百八十七条において準用する条例第百七十五条第二項」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営規程に定める事項)

**第五十二条** 条例第百九十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第五十三条** 第十二条、第十三条、第十五条及び第三十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百九十三条におい

て準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百九十三条」と、第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

## 第十三章 共同生活援助

(準用)

**第五十四条** 第十二条、第十五条及び第三十条から第三十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百条において準用する条例第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第二百条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第二百条」と、第三十条中「第百二十六条第五項」とあるのは「第百九十七条において準用する条例第百二十六条第五項」と、第三十一条中「第百二十九条第三項」とあるのは「第二百条において準用する条例第百二十九条第三項」と、同条第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三十二条中「第百三十二条」とあるのは「第二百条において準用する条例第百三十二条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」と、第三十三条中「第百三十五条」とあるのは「第二百条において準用する条例第百三十五条」と読み替えるものとする。

## 第十四章 多機能型に関する特例

(一の事業所であるとみなす事業所)

**第五十五条** 条例第二百一条第二項の規則で定める事業所は、サービス管理を行う者を定める告示第二号に規定する事業所とする。

## 第十五章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(特例が適用される地域)

**第五十六条** 条例第二百五条の規則で定める地域は、離島その他の地域を定める告示に規定する地域とする。

(準用)

**第五十七条**

第十二条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十九条(第十号を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第二百九条第一項」と、第十七条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第八十二条第二項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第二百九条第二項において準用する条例第八十三条第三項」と、同項第四号中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

3 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百四十五条第三項」とあるのは「第二百九条第三項において準用する条例第一百四十五条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と読み替えるものとする。

4 第四十条(第二項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百五十六条第三項」とあるのは「第二百九条第四項において準用する条例第一百五十六条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

は「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同条第三項中「第一項第一号及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第一項第一号」と読み替えるものとする。

5 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百四十五条第三項」とあるのは「第二百九条第五項において準用する条例第一百四十五条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

**第十六章 雑則**

(委任)

**第五十八条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(条例附則第二項第一号の規則で定める者)

2 条例附則第二項第一号の規則で定める者は、指定基準第七十一条等で定める告示第三号に規定する者とする。

(平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

3 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第三十条第四号(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

4 平成十八年十月一日前から存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとさ

れた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等についての第三十条第四号（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「二人以上十人以上」とあるのは、「二人以上三十人以下」とする。

（条例附則第二十項の規定で定める施設）

5 条例附則第二十項の規則で定める身体障害者授産施設は身体障害者福祉工場とし、同項の規則で定める精神障害者授産施設は精神障害者福祉工場とし、同項の規則で定める知的障害者授産施設は知的障害者福祉工場とする。

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十二号

### 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（従業者の員数）

第三条 条例第五条第一項第一号イ(2)(イ)の障害程度区分の平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の規定により算定するものとする。

2 条例第五条第一項第一号イ(2)(イ)(i)の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第三号に規定する者とする。

3 条例第五条第一項第一号イ(3)の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。

4 条例第五条第一項第六号イ(1)の規則で定める者は、指定基準第七十一条等で定める告示第四号に規定する者とする。

（条例第七条第二項の規則で定めるサービス）

第四条 条例第七条第二項の規則で定めるサービスは、サービス管理を行う者を定める告示第三号に規定するサービスとする。

（設備の基準）

第五条 条例第九条第三項の指定障害者支援施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練・作業室 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 食堂 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

四 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

平成二十五年三月十二日

大分県報号外（規則）

ロ 利用者の特性に応じたものであること。  
 五 便所 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 廊下幅 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、条例第九条第二項及び前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（支払を受けることができる費用）

**第六条** 条例第二十三条第三項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる費用とする。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）で規定する基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）に規定するところによるものとする。

（モニタリングの方法）

**第七条** 条例第二十七条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 定期的に利用者へ面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者が行う業務）

**第八条** 条例第二十七条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第九条** 条例第四十二条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号）に規定する給付金とする。

2 条例第四十二条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(運営規程に定める事項)

**第十条** 条例第四十五条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

**第十一条** 条例第六十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第二十一条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画

三 条例第四十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第五十二条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第五十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第五十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

**第十二条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合には、同項第七号イ中「一・五メートル」とあるのは「一・三五メートル」とする。

3 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第七号の規定は、当分の間、適用しない。

4 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第七号ロの規定は、当分の間、適用しない。

5 平成二十四年四月一日前から存する旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第五条第一項第七号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

~~~~~  
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 療養介護（第三条―第七条）

第三章 生活介護（第八条―第十二条）

第四章 自立訓練（機能訓練）（第十三条）

第五章 自立訓練（生活訓練）（第十四条―第十六条）

第六章 就労移行支援（第十七条）

第七章 就労継続支援A型（第十八条―第二十条）

第八章 就労継続支援B型（第二十一条）

第九章 多機能型に関する特例（第二十二条・第二十三条）

第十章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 療養介護

（運営規程に定める事項）

第三条 条例第七条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

第四条 条例第九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第十七条第一項に規定する療養介護計画

二 条例第二十七条第二項に規定する身体拘束等の記録

三 条例第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（サービス管理責任者）

第五条 条例第十二条第一項第五号の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。

（モニタリングの方法）

第六条 条例第十七条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 定期的に利用者面に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者が行う業務）

第七条 条例第十七条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（運営規程に定める事項）

第八条 条例第三十六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

（サービス管理責任者が行う業務）

（モニタリングの方法）

（サービス管理責任者が行う業務）

（サービス管理責任者が行う業務）

（サービス管理責任者が行う業務）

（サービス管理責任者が行う業務）

（運営規程に定める事項）

（運営規程に定める事項）



一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(規模の特例が適用される地域)

**第九条** 条例第三十七条ただし書の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域を定める告示」という。)に規定する地域とする。

(設備の基準)

**第十条** 条例第三十八条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

2 条例第三十八条第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第三十八条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(平均障害程度区分の算定方法)

**第十一条** 条例第三十九条第一項第三号イに規定する障害程度区分の平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)の

規定により算定するものとする。

(準用)

**第十二条** 第四条、第六条及び第七条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七条第九項」とあるのは「第五十条において準用する条例第十七条第九項」と、第七号中「第十七条第十一項」とあるのは「第五十条において準用する条例第十七条第十一項」と読み替えるものとする。

**第四章** 自立訓練(機能訓練)

(準用)

**第十三条** 第四条及び第六条から第十条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六号中「第十七条第九項」と、第六号中「第十七条第十一項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第九項」と、「第十七条第九項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第九項」と、第七号中「第十七条第十一項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第十一項」と、第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十一条第二項」と、第八号中「第三十六条」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十六条」と、第九号中「第三十七条ただし書」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十七条ただし書」と、第十号第一項中「第三十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

**第五章** 自立訓練(生活訓練)

(規模の特例が適用される地域)

**第十四条** 条例第五十七条第一項ただし書の規則で定める地域は、離島その他の地域を定める告示に規定する地域とする。

（設備の基準）

**第十五条** 条例第五十八条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

2 条例第五十八条第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第五十八条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 5 条例第五十八条第四項の規則で定める浴室の基準は、利用者の特性に応じたものであることとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（準用）

**第十六条** 第四条及び第六条から第八条までの規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第六十条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十

条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第六十条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第六十条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第七十七条第九項」とあるのは「第六十条において準用する条例第七十七条第九項」と、第七条中「第十七条第十一项」とあるのは「第六十条において準用する条例第十七条第十一项」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第六十条において準用する条例第三十六条」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

（準用）

**第十七条** 第四条及び第六条から第十条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十一条第二項」と、第七条中「第七十七条第九項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第七十七条第九項」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十六条」と、第九条中「第三十七条ただし書」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十七条ただし書」と、第十条第一項中「第三十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「第三十八条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

## 第七章 就労継続支援A型

（設備の基準）

**第十八条** 条例第七十三条第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

2 条例第七十三条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第七十三条第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 条例第七十三条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者及び職員以外の者の雇用人数)

第十九条 条例第八十三条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第二十条 第四条及び第六条から第八条までの規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七条第九項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第十七条第九項」と、第七条中「第十七条第十一項」とあるのは「第八十四条において準用する条例第十七条第十一項」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する条例第三十六条」と読み替えるものとする。

## 第八章 就労継続支援B型

(準用)

第二十一条 第四条、第六条から第九条まで及び第十八条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七条第九項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七条第九項」と、第七条中「第十七条第十一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七条第十一項」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第八十七条において準用する条例第三十六条」と、第九条中「第三十七条ただし書」とあるのは「第八十七条において準用する条例第三十七条ただし書」と、第十八条第一項から第三項までの規定中「第七十三条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十三条第一項」と、同条第四項中「第七十三条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

(規模の特例が適用される地域)

第二十二条 条例第八十八条第四項の規則で定める地域は、離島その他の地域を定める告示に規定する地域とする。

(一の事業所であるときみなす事業所)

第二十三条 条例第八十九条第二項の規則で定める事業所は、サービス管理を行う者を定める告示第二号に規定する事業所とする。

## 第十章 雑則

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(条例附則第二項第一号の規則で定める者)

2 条例附則第二項第一号の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号に規定する者とする。

（条例附則第八項の規則で定める施設）

3 条例附則第八項の規則で定める身体障害者授産施設は身体障害者福祉工場とし、同項の規則で定める精神障害者授産施設は精神障害者福祉工場とし、同項の規則で定める知的障害者授産施設は知的障害者福祉工場とする。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十四号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（運営規程に定める事項）

第三条 条例第四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項  
（整備等を行うべき記録）

第四条 条例第七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第六条に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十五号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（火災に係る利用者の安全性の確保の要件）

第三条 条例第四条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、

円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程に定める事項)

#### 第四条 条例第五条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

#### 第五条 条例第八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第七条に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

#### 第六条 条例第十条第三項の福祉ホームの設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

(委任)

#### 第七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県規則第十六号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

#### 第一条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

#### 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(火災に係る利用者の安全性の確保の要件)

#### 第三条 条例第四条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(運営規程に定める事項)

#### 第四条 条例第六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項

平成二十五年三月十二日

大分県報号外(規則)

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

**第五条** 条例第八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第十九条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

二 条例第四十条第二項に規定する身体拘束等の記録

三 条例第四十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第四十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（設備の基準）

**第六条** 条例第十条第三項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練・作業室 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

ニ 食堂 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

四 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 廊下幅 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、条例第十条第二項及び前項の規定のほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置）

**第七条** 条例第十一条第一項第二号イ(2)(イ)(i)の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第三号に規定する者とする。

2 条例第十一条第一項第二号イ(3)の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。

3 条例第十一条第一項第七号イ(1)の規則で定める者は、指定基準第七十一条等で定める告示第四号に規定する者とする。

（条例第十二条第二項の規則で定めるサービス）

**第八条** 条例第十二条第二項の規則で定めるサービスは、サービス管理を行う者を定める告示第三号に規定するサービスとする。

（モニタリングの方法）

**第九条** 条例第十九条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者が行う業務）

**第十条** 条例第十九条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者

等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。  
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第十一条** 条例第三十四条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十九号）に規定する給付金とする。

2 条例第三十四条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(委任)

**第十二条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規定を適用する場合には、同項第七号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

3 平成十八年十月一日前から存する知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第一項第七号の規定は、当分の間、適用しない。

4 平成十八年十月一日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第一項第七号の規定は、当分の間、適用しない。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定児童発達支援事業者が支払を受けることができる費用)

**第三条** 条例第二十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号。第九条第二項において「利用料等に関する指針」という。）に定めるところによるものとする。

(モニタリングの方法)

**第四条** 条例第二十八条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。  
（児童発達支援管理責任者が行う業務）

**第五条** 条例第二十八条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 条例第二十九条に規定する相談及び援助を行うこと。
  - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （運営規程に定める事項）

**第六条** 条例第三十七条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 通常の事業の実施地域（指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）
  - 七 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十二 その他運営に関する重要事項
- （整備等を行うべき記録）

**第七条** 条例第五十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第二十二條第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
  - 二 児童発達支援計画
  - 三 条例第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録
  - 四 条例第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録
  - 五 条例第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 六 条例第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- （準用）

**第八条** 第三条から前条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十四条第三項」と、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中「第二十九条」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十九条」と、第六条中「第三十七条」とあるのは「第五十九条において準用する条例第三十七条」と、前条中「第五十四条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十二条第一項」と、同条第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十九条において準用する条例第三十五条」と、同条第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第四十四条第二項」と、同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第五十条第二項」と、同条第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

**第九条** 条例第六十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。  
（指定医療型児童発達支援事業者が支払を受けることができる費用）

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 日用品費
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（運営規程に定める事項）

**第十条** 条例第七十条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）



達支援を提供する地域をいう。)

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第十一条** 第四条、第五条及び第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中「第二十九条」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十九条」と、第七条中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十九条」と、同条第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第四十四条第二項」と、同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十条第二項」と、同条第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

**第十二条** 第四条、第五条、第七条及び第十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中「第二十九條」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十九條」と、第七條中「第五十四條第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十四條第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第七十八條において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第七十八條において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第七十八條において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第七十八條において準用する条例第五十二條第二項」と、第十条中「第七十

条」とあるのは「第七十八條において準用する条例第七十條」と、同条第六号中「指定医療型児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と読み替えるものとする。

(準用)

**第十三条** 第四条、第五条、第七条及び第十条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中「第二十九條」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十九條」と、第七條中「第五十四條第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第五十四條第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十一条において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第五十二條第二項」と、第十条中「第七十條」とあるのは「第八十一条において準用する条例第七十條」と読み替えるものとする。

(運営規程に定める事項)

**第十四条** 条例第八十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域(指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第十五条** 第四条、第五条及び第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用

する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十九条」と、同条第一号中「第二十九条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第二号中「第二十二條第一項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十九条において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

（利用定員の特例を認める地域）

**第十六条** 条例第九十二条第五項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）に規定する地域とする。

（委任）

**第十七条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十八号

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定福祉型障害児入所施設が支払を受けることができる費用）

**第三条** 条例第十八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）に定めるところによるものとする。

（モニタリングの方法）

**第四条** 条例第二十二條第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（児童発達支援管理責任者が行う業務）

**第五条** 条例第二十二條第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 条例第二十三條に規定する検討及び必要な援助並びに条例第二十四條に規定する相談及び援助を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第六条** 条例第三十一條の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一條の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十四年厚生労働省告示第三百五号）に定める給付金とする。

2 条例第三十一條の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分する

こと。

- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(運営規程に定める事項)

**第七条** 条例第三十四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 主として入所させる障害児の障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

**第八条** 条例第五十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 入所支援計画
- 二 条例第十六条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
- 三 条例第三十二条の規定による都道府県への通知に係る記録
- 四 条例第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 条例第四十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第四十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定医療型障害児入所施設が支払を受けることができる費用)

**第九条** 条例第五十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 日用品費
- 二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

**第十条** 第四条から第八条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第四条中「第二十二条第九項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第二十二条第九項」と、第五条中「第二十二条第十一項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第二十二条第十一項」と、同条第一号中「第二十三条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第二十三条」と、「第二十四条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第二十四条」と、第六条第一項中「条例第三十一条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十一条」と、同条第二項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十一条」と、第七条中「第三十四条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十四条」と、第八条中「第五十一条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第五十一条第二項」と、同条第二号中「第十六条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第十六条第一項」と、同条第三号中「第三十二条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十二条」と、同条第四号中「第四十一条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第四十一条第二項」と、同条第五号中「第四十七条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第四十七条第二項」と、同条第六号中「第四十九条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第四十九条第二項」と読み替えるものとする。

(委任)

**第十一条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。